

附録

附録では、番外編として省エネルギー技術を導入したいができない事例と、国の施策の方向性、予算等を掲載しております。

省エネルギービジネス研究会についてもご紹介しています。



1

番外編：省エネ技術を導入したいが
できない事例

49
ページ

2

京都議定書目標達成計画の評価・見直し
に関する最終報告の概要

51
ページ

3

今後の省エネルギー対策
の方向性のポイント

53
ページ

4

平成20年度省エネルギー対策予算案等
の概要

60
ページ

5

長期目標の実現に向けた革新的技術開発
の推進

63
ページ

6

省エネルギービジネス研究会
について

65
ページ

7

近畿経済産業局HP
もご活用下さい

67
ページ

1. 番外編：省エネ技術を導入したいができない事例

病院の事例

1. 省エネ技術を導入したい工程・場所と問題点

設備そのものが古くなっているので、省エネ対象の可能性は高い
効率の良くない設備が多い
診断データ一部抜粋

1. エネルギー使用状況

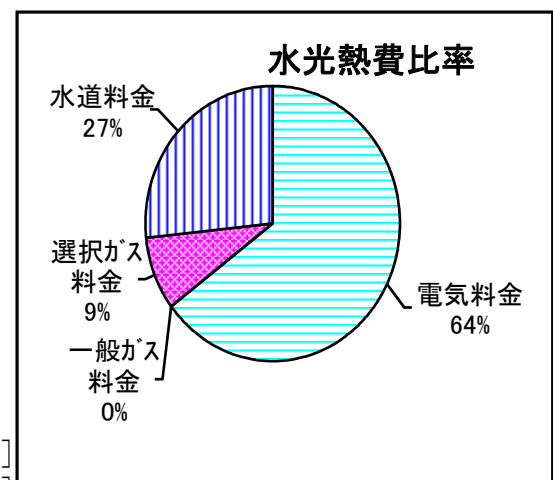
1. 1 エネルギー使用量

電気使用量	2,402,247 [kWh/年]
一般ガス使用量	0 [m ³ /年]
選択ガス使用量	45,198 [m ³ /年]
水道使用量	28,439 [m ³ /年]
延べ床面積	9,079 [m ²]

契約種別
高圧負荷率別契約 S
—
一般契約

1. 2 水光熱費（年間）

電気料金	35,275,163 [円]
一般ガス料金	0 [円]
選択ガス料金	4,705,035 [円]
水道料金	14,542,197 [円]
<hr/>	
水光熱費合計	54,522,395 [円]



2. エネルギー消費傾向

	貴社実績値	参考値	
消費原単位	2,776	3,508	[MJ/m ²]
用水使用量	3.13	2.79	[m ³ /m ²]
排出CO ₂ 量	158	160	[kgCO ₂ /m ²]
電気料金/MJ	4.08		[円/MJ]
ガス料金/MJ	2.44		[円/MJ]

2. 導入したい省エネ技術や機器

- ① 受変電関係 余裕のあるトランスの統廃合
- ② 照明関係 蛍光灯のINV工事
- ③ 空調関係 気化熱利用による高効率化
- ④ 熱源関係 コージェネ設備の導入
- ⑤ 節水関係 節水設備の活用

3. 省エネ技術が導入できない理由

医療機器の更新費用に追われ、躯体及び設備関係の大きな初期費用捻出が難しい

4. 投資回収期間について

初期費用が発生する場合は、3年前後
業者が費用を持つ場合は、回収年に付いては今後の検討課題

5. 省エネ技術導入に関する不安について

間違いなく投資効果の回収がされるかどうか
採用した機器の運転が、耐用年数の期間保障されるかどうか。修理費を含めたランニングコストのイメージがつきにくい

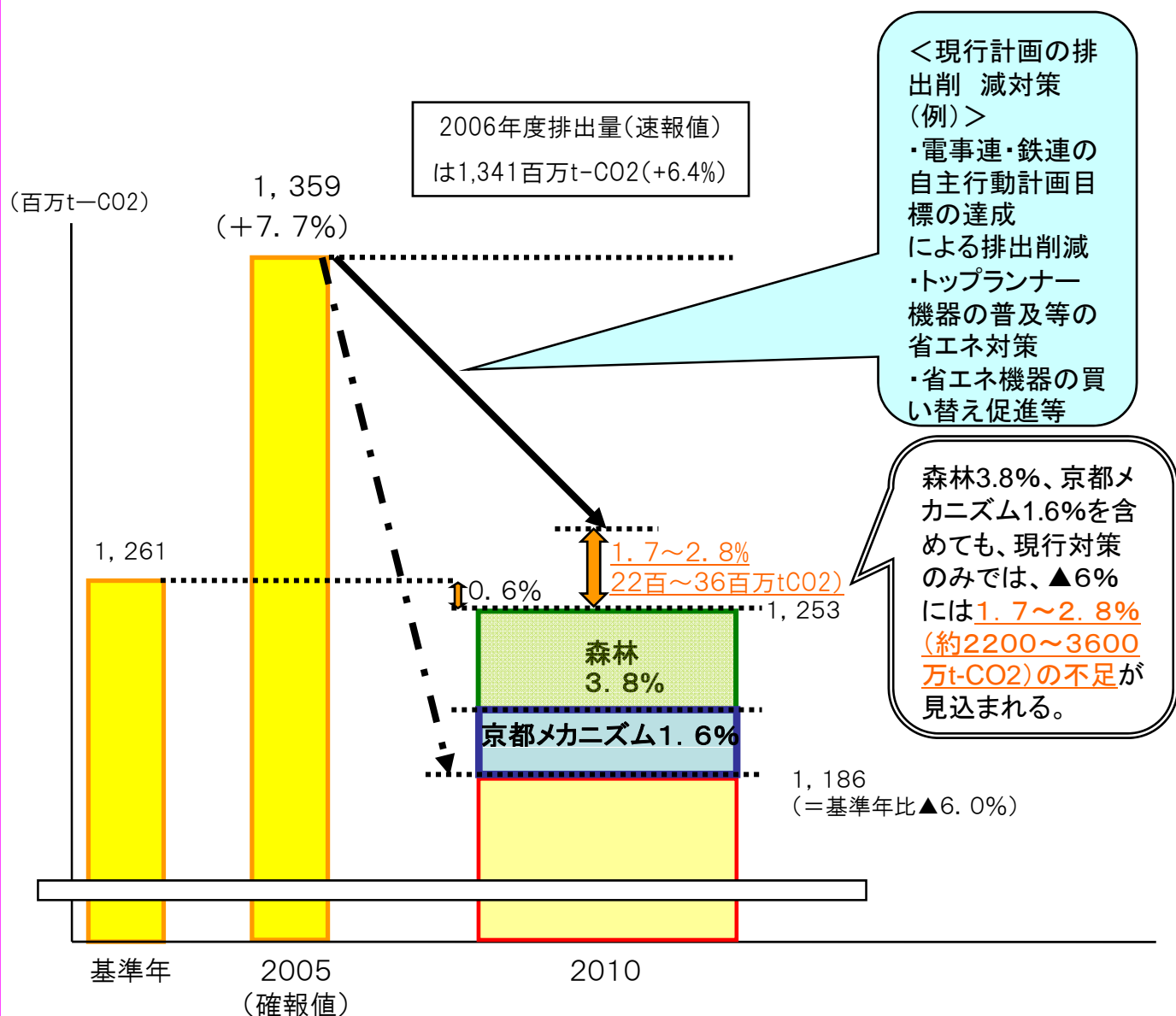
6. 省エネ技術導入の支援について

リースとか業者が費用を負担して、初期費用の発生が抑制でき、かつ費用削減の保障が明確なシステム
メンテナンス部門の人件費が削減できるシステム

2. 京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告の概要

平成20年2月に、中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会で「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告」がとりまとめられました。その中からそのエッセンスをお届け致します。

1. 2010年度の温室効果ガス排出量の見通しと不足削減量



■不足削減量を解消するための主な追加対策とその効果(対策間の重複整理後※)

○自主行動計画の推進(産業部門)	約1,900万t-CO ₂
○住宅・建築物の省エネ性能の向上	約200万t-CO ₂
○国民運動	約100万t-CO ₂
○トップランナー機器等の対策	約130万t-CO ₂
○事業所等の省エネ対策の徹底	約300万t-CO ₂
○自動車の燃費の改善	約350万t-CO ₂
○中小企業の排出削減対策の推進	約170万t-CO ₂
○農業・漁業、上下水道、交通流対策等	約100万t-CO ₂
○都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策	約360万t-CO ₂
○新エネルギー対策の推進	約130万t-CO ₂

※上記各対策の削減見込みは重複を整理したものではあるが、例えば国民運動については、各種対策を後押しする施策であり、他の施策との重複を含めると、定量化が可能な行動のみで678～1,050万t-CO₂の削減効果が見込まれる。

<参考>今後、速やかに検討すべき課題

- ① 国内排出量取引
- ② 環境税
- ③ 新エネルギー対策の抜本的強化
- ④ 深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直し
- ⑤ サマータイムの導入

2. 対策・施策の強化を踏まえた2010年度排出量見通し

■2010年度排出量見通しについて

・今後、各部門において、国、地方公共団体を始め、各主体が、現行対策に加え、追加された対策・施策に全力で取り組むことにより、**約3,700万t-CO₂以上の排出削減効果**が見込まれ、**京都議定書の6%目標は達成し得る**と考えられる。

3. その他

中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合の配付資料は以下のHPでご確認いただけます。

<http://www.env.go.jp/council/06earth/yoshi06.html>

3. 今後の省エネルギー対策の方向性のポイント

平成19年12月にとりまとめられた総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会の「今後の省エネルギー対策の方向性について～省エネに終わりなし～」のエッセンスをお届け致します。

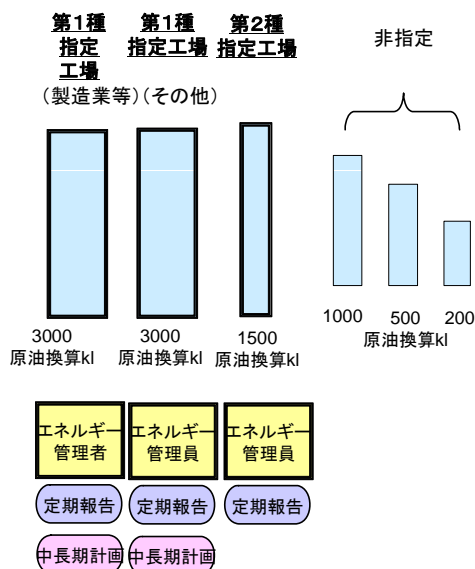
1. 規制面からの抜本的見直し

事業者単位のエネルギー管理規制の導入のイメージ

事業者単位での総合的なエネルギー管理を促す規制体系の導入

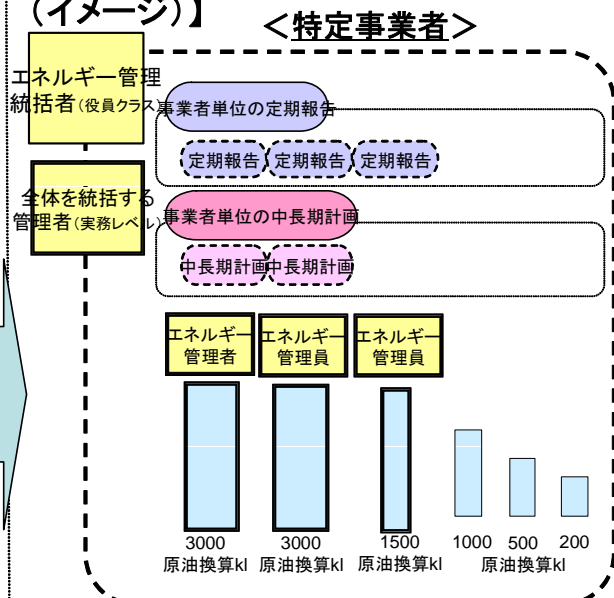
- 一定以上のエネルギー使用量の事業者(特定事業者)に対し、事業者単位のエネルギー管理に係る所要の措置を手当。(事業者単位での中長期計画・定期報告、役員クラスのエネルギー管理統括者等の選任等)
- 一定以上のエネルギー使用量の工場等については、引き続き、現場管理に係る所要の措置を手当。(指定工場におけるエネルギー管理者等の選任等)
- フランチャイズチェーンについては、チェーン全体を一特定事業者と捉え、本部を規制対象とする。

【現行省エネ法の指定工場制度】



- [エネルギー管理の体制]
- 指定工場ごとにエネルギー管理者等を選任
- [計画策定・報告]
- 第1種工場ごとに中長期計画策定義務
 - 指定工場ごとに定期報告義務

【事業者単位のエネルギー管理規制(イメージ)】



- [エネルギー管理の体制]
- 役員クラスのエネルギー管理統括者等の選任
 - 指定工場ごとにエネルギー管理者等の選任
- [計画策定・報告]
- 事業者単位の中長期計画・定期報告義務

セクター別ベンチマークの導入のイメージ

- ▶ 主要なセクター（業種、分野等）ごとに共通評価基準（ベンチマーク）を設定。
- ▶ 原単位改善に係る執行の強化に加え、当該セクターにおけるエネルギー消費効率の可視化により、事業者によるエネルギーの使用の合理化に係る取組を評価、推進。
- ▶ 法令に基づく主務大臣の措置（指導等）の実施に際しては、①「判断基準」（基準部分）の遵守状況、②原単位改善状況、③セクター別ベンチマークの達成状況を総合的に評価して判断。

- －「判断基準」の中に位置付け、エネルギーの使用の合理化に係る取組を評価、推進する指標として活用。
- －経年的な原単位改善に加えて、エネルギー消費効率の絶対水準に着目して評価することが望ましい業種等において導入。
- －ベンチマーク設定の具体的なイメージ（検討対象例）は以下の通り。

i) エネルギー効率指標

- ・鉄鋼（高炉）業における粗鋼1トン当たりのエネルギー消費量
- ・電力業における発電効率
- ・製品の塗装、鋳造、鍛造、加工の各工程における生産量当たりのエネルギー消費量
- ・事務所ビルにおける床面積当たりのエネルギー消費量
- ・商業施設における床面積×営業時間当たりのエネルギー消費量 等

ii) 特定省エネ設備の導入率指標

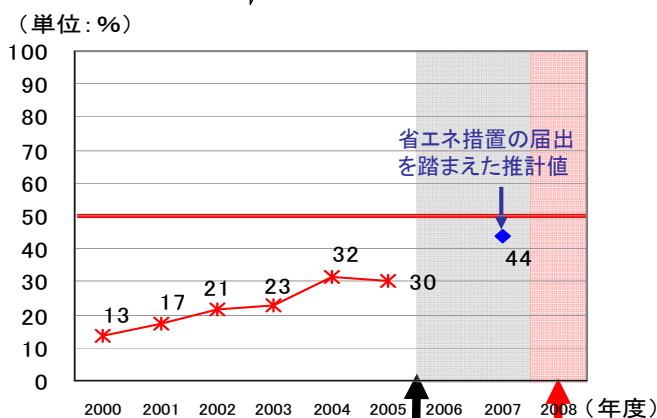
- ・トップランナー機器（照明器具、エアコン、複写機 等）の導入率 等

- －なお、セクター及びベンチマークの設定の在り方等については、審議会における具体的な検討等を踏まえて決定。

新築住宅の省エネ基準適合率※の推移 （平成11年省エネ基準）

対策評価指標：
2008年度に新築住宅の5割が適合

排出削減見込量：850万t-CO₂



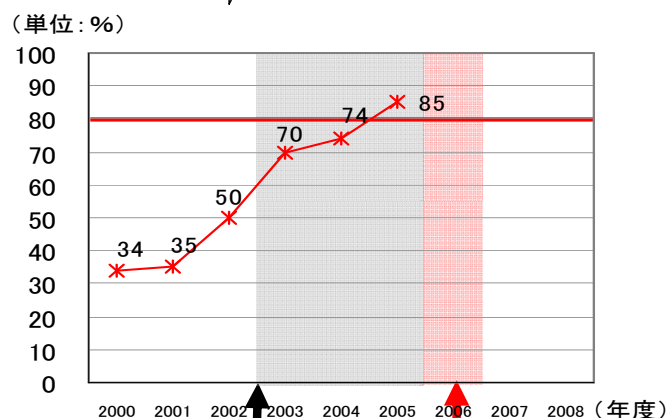
2006年4月より省エネ 目標年度
措置の届出を義務づけ

※住宅性能評価を受けた住宅のうち、平成11年省エネ基準に適合している住宅の戸数の割合を新築住宅の省エネ基準適合率と仮定。

新築建築物の省エネ基準適合率※の推移 （平成11年省エネ基準）

対策評価指標：
2006年度に2,000㎡以上の新築建築物の8割が適合

排出削減見込量：2,550万t-CO₂

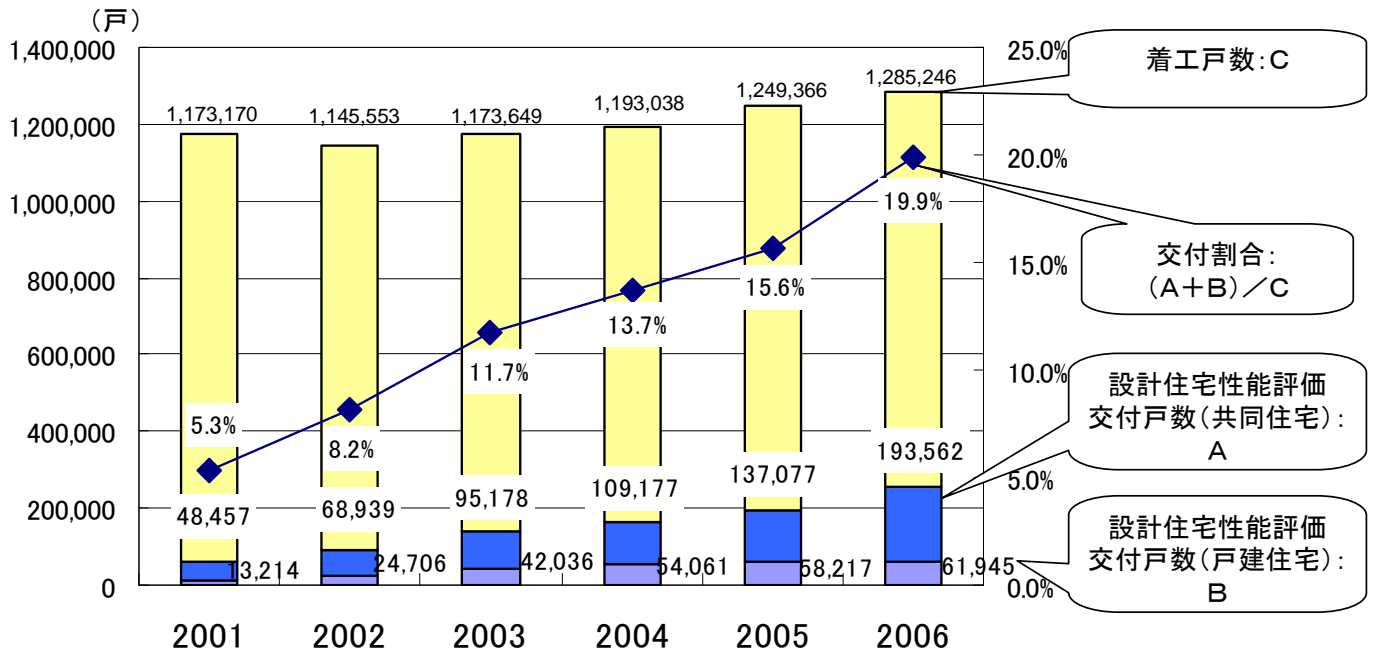


2003年4月より省エネ 目標年度
措置の届出を義務づけ

※当該年度に建築確認された建築物（2,000㎡以上）のうち、平成11年省エネ基準に適合している建築物の床面積の割合

国土交通省作成

住宅性能表示制度の活用実績



国土交通省データを元に資源エネルギー庁作成

トップランナー基準の最近の動向(2006年度以降)

2006	テレビジョン受信機 <ul style="list-style-type: none"> 液晶・プラズマテレビを追加。 省エネ効果: 15.3%改善(想定) (04年度→08年度) 06年4月施行 	DVDレコーダー <ul style="list-style-type: none"> 新規に特定機器へ追加。 省エネ効果: 22.0%改善(想定) (04年度→08年度) 06年4月告示施行済 さらに地デジ対応機器を追加。 省エネ効果: 20.5%改善(想定) (06年度→10年度) 07年11月施行 	大型トラック・バス <ul style="list-style-type: none"> 新規に特定機器へ追加。 省エネ効果: <ul style="list-style-type: none"> トラック 12.2%改善(想定) バス 12.1%改善(想定) (02年度→15年度) 06年4月施行
	電子レンジ <ul style="list-style-type: none"> 新規に特定機器へ追加。 省エネ効果: 8.5%改善(想定) (04年度→08年度) 06年4月施行 	エアコンディショナー <ul style="list-style-type: none"> 基準、エネルギー消費効率、測定方法の見直し。 省エネ効果: 22.4%改善(想定) (04年度→10年度) 06年9月施行 	ジャー炊飯器 <ul style="list-style-type: none"> 新規に特定機器へ追加。 省エネ効果: 11.1%改善(想定) (03年度→08年度) 06年4月施行
	電気冷蔵庫・冷凍庫 <ul style="list-style-type: none"> 基準・測定方法の見直し。 省エネ効果: 21.0%改善(想定) (04年度→10年度) 06年9月施行 	電気便座 <ul style="list-style-type: none"> 基準、測定方法の見直し。 省エネ効果: 9.7%改善(想定) (06年度→12年度) 07年11月施行 	乗用車・小型貨物車 <ul style="list-style-type: none"> 基準、測定方法の見直し。 省エネ効果: <ul style="list-style-type: none"> 乗用車 23.5%改善(想定) 小型バス 7.2%改善(想定) 小型貨物 12.6%改善(想定) (04年度→15年度) 07年7月施行
2007	自動販売機 <ul style="list-style-type: none"> 基準の見直し、紙容器・カップ式の追加。 省エネ効果: 33.9%改善(想定) (05年度→12年度) 07年11月施行 	業務用エアコン <ul style="list-style-type: none"> 基準等の見直し。 07年度内取りまとめ予定 	照明器具 <ul style="list-style-type: none"> 白熱灯を含めた基準の見直し。 07年度内取りまとめ予定
	ルーター等 <ul style="list-style-type: none"> 新規に特定機器へ追加。 07年度内取りまとめ予定。 		
2008	さらに、複合機、業務用冷蔵庫、ショーケースなどの業務用機器を新たに対象化することを検討。		

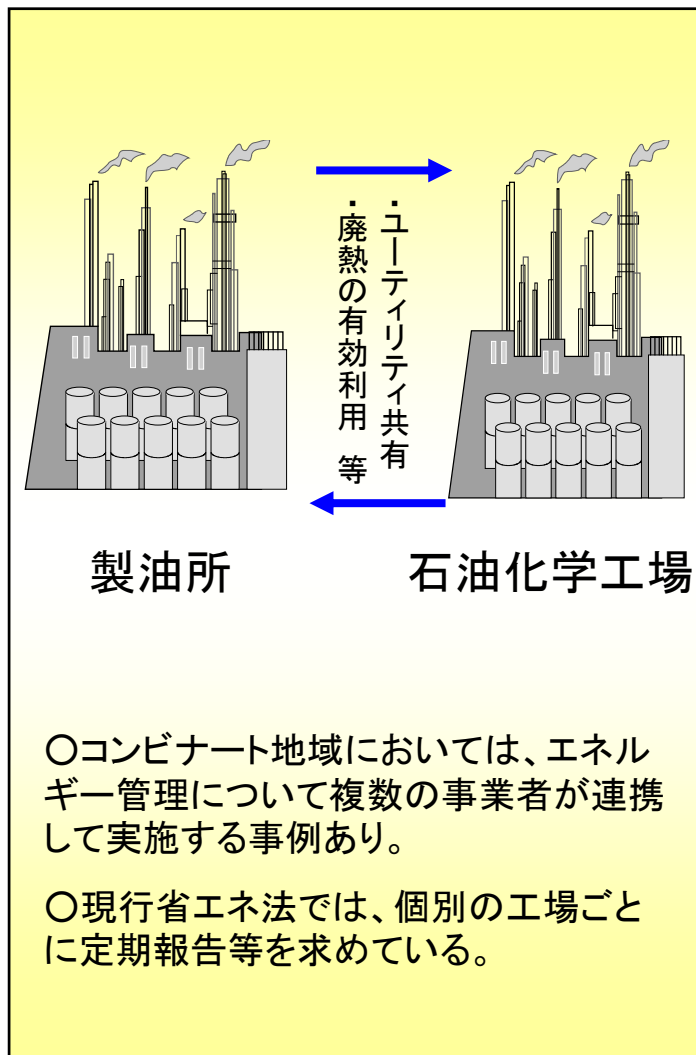
2. 支援の拡充

複数企業による共同エネルギー管理のイメージ

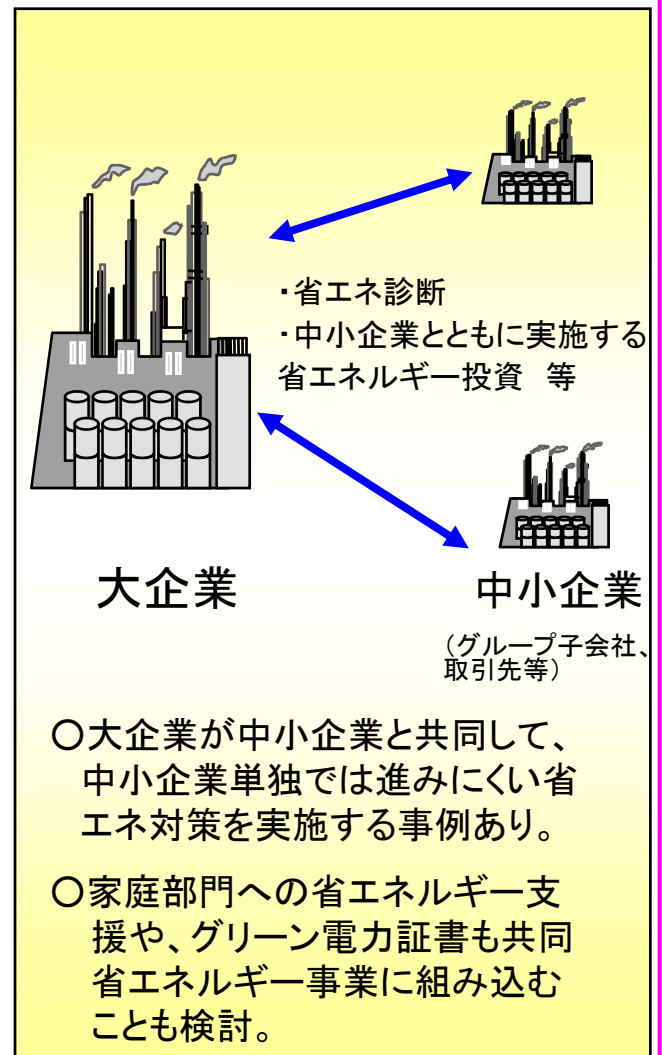
事業者の単位を超えて共同したエネルギー管理に取り組む事業者に対し、制度的に評価する仕組み(エネルギー・CO₂共同削減事業)を構築

共同エネルギー管理の例

【コンビナート地域での連携】



【大企業と中小企業の連携】



これら複数の企業が共同して実施するエネルギー管理について、制度的に評価

省エネルギーの普及支援の強化(エネルギー需給構造改革推進投資促進税制) (法人税、所得税)

CO₂排出量の増加が著しい民生業務部門(90年度比+41.7%(2006年度))の省エネ対策を加速するため、業務用ビルの省エネ対策の強化を図る。

改正の概要 業務部門の省エネ対策に効果の高い省エネルギーシステムを対象設備に追加等した上で制度を2年間延長する。
 [取得価額の30%の特別償却(中小企業者等は、取得価格7%の税額控除との選択が可能)]

○業務用ビルの省エネ対策支援の拡充

①高効率省エネルギーシステムの導入支援

省エネ効果の高い窓等の断熱と空調、照明、給湯等の建築設備から構成される高効率ビルシステムを対象として追加。

要件	2000m ² 以上のビル	平成11年基準を 20% 上回る省エネ性能を有するもの
	2000m ² 未満のビル	平成11年基準を 10% 上回る省エネ性能を有するもの

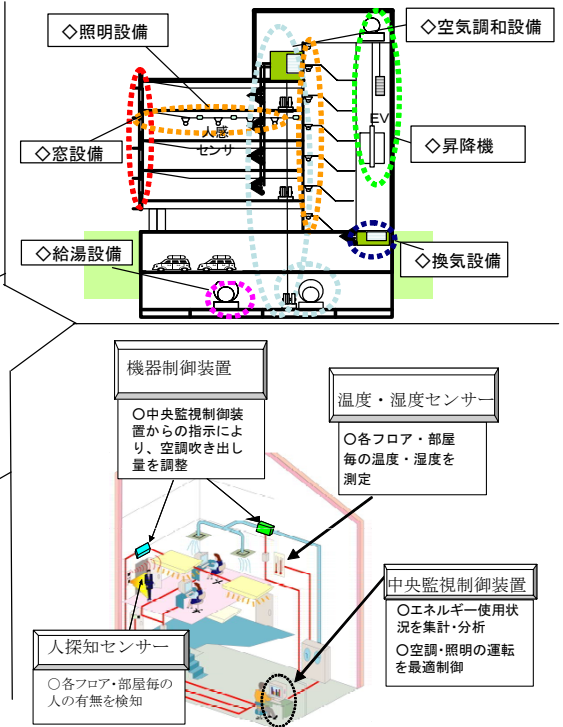
②ビルエネルギー管理システム(BEMS)の導入支援

室内環境やエネルギー使用状況の計測や制御、監視、管理などを行うことによって空調等の主設備のエネルギー消費を削減するビルエネルギー管理システムを対象として追加。

要件	BEMSの導入により省エネルギー率が 5% 以上改善するもの
-----------	---------------------------------------

○対象設備の重点化

(特に省エネ効果の高い設備等への支援の重点化)



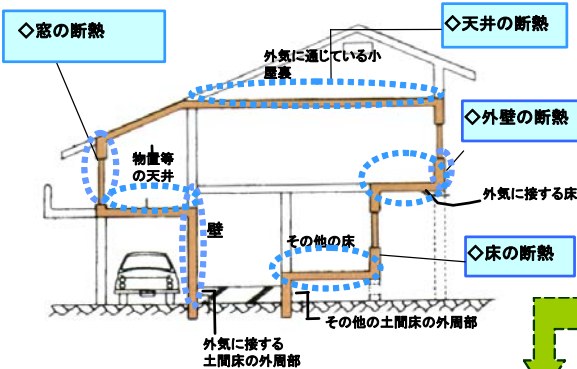
住宅の省エネ改修促進税制の創設 (所得税、固定資産税)

CO₂排出量の増加が著しい民生家庭部門(90年度比+30.4%(2006年度))の省エネ対策を加速するため、既存住宅の省エネ性能の向上を促進する住宅省エネ改修促進税制を創設する。

改正の概要 自宅について省エネ改修工事を行う居住者等に対して、以下の減税措置を創設。

- (1)住宅ローンを借り入れて特定の省エネ改修工事を含む増改築工事を行った者に、その住宅ローン残高の一定割合を、5年間所得税額から税額控除。(平成20年居住分の措置。住宅ローン減税との選択制。)
- (2)改修工事が完了した翌年度分の当該住宅に係る固定資産税の税額から3分の1を減額。(2年間の措置)

住宅の省エネ性能向上のための改修(例)



○対象となる省エネ改修工事(※)

- ①居室の全ての窓の改修工事、又はそれと併せて行う床、天井、壁の断熱工事で、改修部位がいずれも平成11年基準以上の省エネ性能となり、かつ、改修後の住宅全体の省エネ性能が現状から1段階相当以上上がるもの。
 - ②①の工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当以上上がるもの。
- (※)個別の工事が省エネ改修工事に該当するかは、住宅品質確保法に基づく登録性能評価機関等の証明を要する。

○税額控除額の計算(所得税)

- ・上記①の省エネ改修工事を含む増改築等の住宅ローンについては、1,000万円を限度に年末残高の**1.0%**を控除。
- ・上記②の省エネ改修工事の増改築工事に係る住宅ローンについては、200万円を限度に年末残高の**2.0%**を控除。

	ローン残高	控除年	控除率
①省エネ改修工事を含む増改築工事費用	~1000万円	1~5年目	1.0%
②うち特定の省エネ改修工事	~200万円	1~5年目	2.0%

最高控除額 60万円

	1	2	3	4	5	年目
①	8万円	8万円	8万円	8万円	8万円	
②	4万円	4万円	4万円	4万円	4万円	

省エネルギー技術戦略について

省エネルギー技術開発の現状と課題

- ・「新・国家エネルギー戦略」の「省エネルギーフロントランナー計画」において、技術革新と社会システム改革の好循環を確立させることにより、2030年までに少なくとも30%のエネルギー消費効率改善を目指すこととし、そのために省エネルギー技術戦略を構築することが示された。
- ・更なる効率改善を図るため、従来の発想を超えた抜本的なプロセス改善等が必要。様々な要素技術の融合等により省エネ技術開発の相互連携を促進し、シナジー効果を生み出すことが必要。

省エネルギー技術戦略の策定

- ・省エネルギー技術開発においては、特に革新的な技術を創出していくには、業種、研究分野を超えた連携が必要。このため、2030年に向けて、技術開発の相互連携により相乗効果が発揮され、社会システムの変革にあわせた省エネルギー技術開発が促進されるよう、重要な省エネ技術として、5つの重点技術分野に整理し、その開発と導入に向けた課題・道筋をとりまとめた。
- ・2006年9月「省エネルギー技術戦略(中間取りまとめ)」を公表
- ・2007年4月「省エネルギー技術戦略2007」を最終的にとりまとめ

省エネルギー技術戦略 (重点技術分野)

- ・超燃焼システム技術
- ・時空を超えたエネルギー利用技術
- ・省エネ型情報生活空間創生技術
- ・先進交通社会確立技術
- ・次世代省エネデバイス技術



- 省エネルギー技術開発プログラムは、これまでの体系は維持しつつも、プログラム内での連携を深め、シナジー効果が生み出されるよう再構築。
- 省エネ技術開発提案公募事業での優先的な採択等により、予算の重点配分。
- 要素技術間のシナジー効果が生み出される具体的案件の発掘とプロジェクト化。

3. 普及・啓発、国民運動の強化

省エネ家電普及促進フォーラムについて

1. 設立趣旨

省エネ家電普及促進フォーラムは、家電メーカー、家電小売事業者及び消費者団体など関係者が連携しながら国民運動として、省エネ家電製品(エアコン、冷蔵庫、照明など)の普及を一層促進していくことを目的とし、07年10月18日設立。

2. 参加メンバー

会長:(財)家電製品協会中村邦夫理事長(松下電器産業株式会社代表取締役会長)。
会員数:75(うち製造事業者関係36、販売事業者関係27、消費者関係等12(07年12月27日現在))

3. 活動内容

(1) 省エネ家電製品普及キャンペーンの実施

- ・省エネ家電普及促進ウィーク(07年は11月23日～12月2日)の実施
- ・共通ロゴマーク・キャッチフレーズの展開・活用
- ・統一的な政府公報の実施
- ・民間事業者による共催イベントの実施



(2) 省エネ家電情報提供の充実

- ・統一省エネラベル等の実施の徹底による消費者への情報提供の充実
- ・消費者団体による省エネ家電等に関する「出前講座」の実施

(3) 家庭の省エネ診断ツールの構築

等

住生活の充実と省エネ・環境対策の両立に向けて

～「ロ・ハウス」構想推進検討会報告書取りまとめ(平成19年4月)～

「ロ・ハウス」構想とは

LO-**House**

- ・経済産業省、国土交通省、環境省が協力して、昨夏から「ロ・ハウス構想推進検討会」(委員長・岩村和夫武蔵工業大学教授)を設置、検討し、このほど取りまとめ。(→3省合同での、住宅省エネの検討は初めて。)
- ・「住宅で省エネをするには、快適な暮らしをあきらめなくては」という大きな誤解が消費者にあり、①住宅に必要な断熱が施され、②高効率な設備・機器を備え、③太陽光や通風・換気の利用等により、**快適な住生活と省エネ・環境対策は両立が可能と訴求。**

※ 「ロ・ハウス」とは、健康で快適な暮らしと、省エネ・地球環境への配慮を両立させる住まいの呼称として、ロハス(LOHAS:Lifestyle of Health and Sustainability)なハウスに基づく造語。

「ロ・ハウス」構想推進にあたっての課題と提言

○コンセプト・イメージの共有

○省エネ性能の可視化・表示

○住宅の断熱性と設備を総合的に評価

○省エネ住宅の普及を促進する支援策

4. 平成20年度省エネルギー対策予算案等の概要

平成19年12月に内示された予算案(資源エネルギー庁省エネルギー対策課分)の概要です。今後、内容等が変更することもありますのであらかじめご了承ください。

1. 省エネルギー対策関係

地球温暖化対策とともに、原油高を背景としたエネルギー安全保障の強化を図るために、短期的には京都議定書目標達成に向け、中長期的には環境と経済の両立に向け、世界を主導する省エネルギー国家として、省エネルギー対策の更なる強化が必要である。

業務・家庭部門を始めとする幅広い分野での省エネルギー対策について、規制と支援の両面から抜本的な強化を図るため、高効率省エネ設備・機器導入、省エネ分野の技術革新の支援を行うなど、産業・民生・運輸各部門における対策を一層推進する。

2. 省エネルギー対策関係予算

◎省エネルギー対策関連予算	1321億円(1279億円)
うち、省エネルギー対策課関係予算額	615億円(620億円)

I. 主要事項

ー産業・業務・運輸部門における省エネ設備等の導入促進

○エネルギー使用合理化事業者支援事業 296.5億円(269.3億円)

エネルギー消費の増加が続く業務部門を始めとする各部門における省エネルギー対策を支援するため、省エネ設備等の導入を促進する。特に高い省エネ効果が期待される高性能工業炉等の導入など、費用対効果や政策的意義の高い省エネルギー投資を重点的に支援する。

○省エネルギー対策導入促進事業 11.1億円(4.3億円)

中堅・中小企業や業務部門を始めとする工場・事業場等における省エネを促進するため、省エネ技術の導入可能性に関する診断事業等の実施を強化する。

また、十分な与信が得られない中堅・中小企業のESCO導入を支援する制度を創設する。

－住宅・建築物に係る省エネ機器等の導入促進

○住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業等	222.3億円(242.1億円)
うち、省エネルギー住宅普及促進関連	19.7億円(12.0億円)
うち、省エネルギー建築物普及促進関連	12.5億円(11.5億円)
うち、高効率給湯器導入関連	163.2億円(177.9億円)
・CO2冷媒ヒートポンプ給湯器	108.0億円(120.0億円)
・潜熱回収型給湯器	30.0億円(25.5億円)
・ガスエンジン給湯器	25.1億円(32.3億円)

断熱性能が高く、高効率機器等を備えた省エネルギー住宅及び建築物の普及を強力に促すとともに、高効率給湯器等優れた省エネ設備機器の導入支援などにより、民生部門の省エネルギー対策を積極的に推進する。

－省エネルギー技術開発の重点的推進

○省エネルギー技術開発プログラム	423.3億円(478.1億円)
うち、エネルギー使用合理化技術戦略的開発事業	69.0億円(80.0億円)

省エネルギー技術の大きなブレークスルーを目指し、産学官や異なる事業分野の様々な主体の連携を図り、中長期的視点に立った技術開発を進めるために、省エネルギー技術戦略に基づき、革新的な省エネ技術開発に対する重点的な支援を行う。

－家庭部門等における省エネ取組の推進

○省エネルギー設備導入促進情報提供事業	17.2億円(16.2億円)
うち、省エネルギー対策課関連	11.8億円(11.3億円)

省エネ家電の普及促進、ロ・ハウスの普及キャンペーン、エコドライブの推進等、国民の省エネ取組を促す広報活動を強化する。

Ⅱ. その他の事項

○自動車燃料消費効率改善システム導入促進事業	2.0億円(1.8億円)
------------------------	--------------

アイドリングストップする自動車を普及させ、運輸部門における省エネルギーを促進するため、アイドリングストップ自動車又はアイドリングストップ後付装置を導入する者に対し、価格の一部を支援する。

○エネルギー使用合理化特定設備等資金利子補給事業	1.6億円(0.9億円)
--------------------------	--------------

低利融資により事業者の省エネルギー投資を促進するため、必要な資金の貸付を行う政府系金融機関等に対して利子補給を行う。

○庁舎運営経費合理化実証事業	0.1億円(0.1億円)
----------------	--------------

経済産業省庁舎において、ESCO事業をモデル的に実施しており、公的部門さらには民間部門におけるESCO事業の活用を促進するとともに、経済産業省庁舎自体の省エネルギーを進める。

Ⅲ. 税制改正

○省エネビルの普及支援の強化(エネルギー需給構造改革投資促進税制の延長)

窓等の断熱と空調、照明、給湯等の建築設備から構成される高効率省エネビルシステムやビルエネルギー管理システム(BEMS)を対象に追加した上で適用期限を2年間延長する。

○住宅の省エネ改修促進税制の創設

既存住宅について、省エネ改修工事を行った場合、①住宅ローン残高の一定割合を所得税から控除、②固定資産税の3分の1を軽減する制度を創設する。

※詳細は「今後の省エネ対策の方向性のポイント」のページに記載がございます。

5. 長期目標の実現に向けた革新的技術開発の推進

○「2050年半減」に向け、「Cool Earth –エネルギー革新技術計画」を策定。

- ・革新的なエネルギー技術「21」を選定、重点化
- ・技術開発ロードマップの共有をはじめ、国際連携を世界に呼びかけ
(洞爺湖サミットで合意)

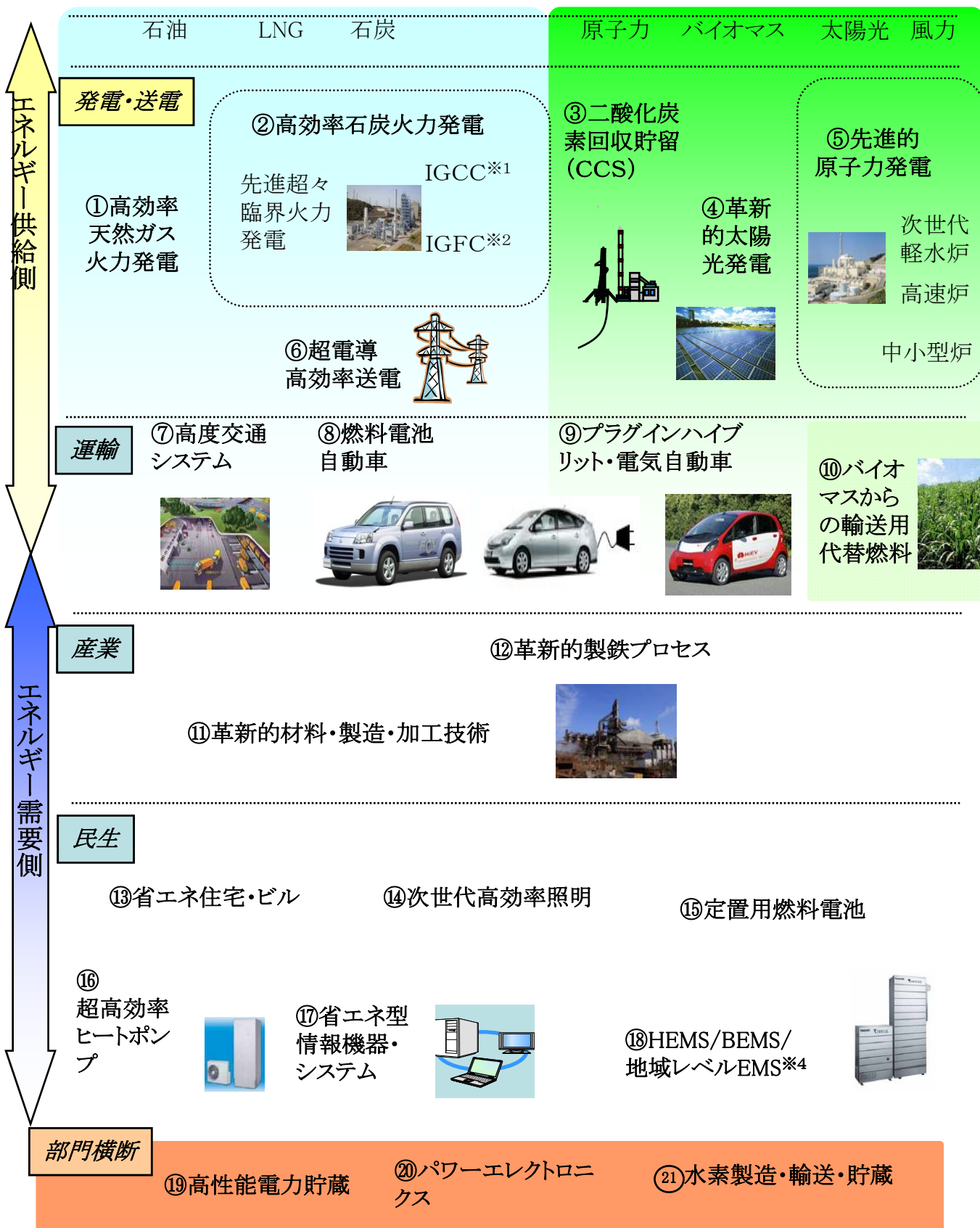
○我が国が強みを有する太陽電池技術等について、海外からの優れた人材も受け入れつつ、世界に開かれた研究拠点を目指す。

・ 重点的に取り組むべきエネルギー革新技術

エネルギー源毎に、供給側から需要側に至る流れを俯瞰しつつ、効率の向上と低炭素化の両面から、CO2大幅削減を可能とする「21」技術を右ページの通り選定。

効率向上

低炭素化



※1:IGCC(石炭ガス化複合発電) ※2:IGFC(石炭ガス化燃料電池複合発電) ※3:CCS(CO2回収・貯留)
 ※4:HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム):BEMS(ビルディングエネルギーマネジメントシステム):EMS(エネルギーマネジメントシステム)

6. 省エネルギービジネス研究会について

1. 省エネビジネス研究会とは

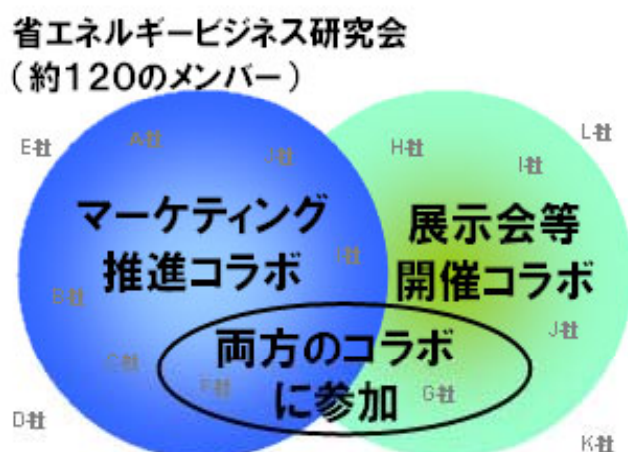
中小企業の効果的な省エネ推進を図るため、平成17年に設置した研究会です。

2. 構成メンバー

省エネ設備機器メーカー及び同関連製品・部品企業、省エネ診断・コンサルタントNPO法人、産業支援機関、地方自治体、大学 など(約130社)

3. コラボ活動の取り組み

平成19年度からは2つのコラボ活動に取り組んでいます。



マーケティング推進コラボ

(大企業と中小企業のコラボによるマーケットの推進)

- 省エネルギーの独自の優れたシーズを持つ中小企業など
- お客様の多種多様なニーズに対応するため中小企業と連携を希望する大手企業など
- 上の2者の強みを発揮し、弱みを互いでカバーするコラボレーションが「マーケティング推進コラボ」です。

展示会開催等コラボ(見せる化)

独特の技術シーズがあっても、多くの人目のふれる場が少ない中小企業の技術シーズをPRすることにより省エネ技術シーズの普及を行います。

4. コラボメンバーの紹介

○マーケティング推進コラボメンバー

(30社 平成20年3月現在)

株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ
株式会社潮
ATS株式会社
株式会社エイワット
NPO法人ワット神戸
近江窯業株式会社
株式会社洸陽電機
コスモライフ株式会社
サンエー電機株式会社
新コスモス電機株式会社
新菱電気保安協会株式会社
スペーシア株式会社
株式会社スリーアロー
ゼネラルヒートポンプ工業株式会社
太陽熱学工業株式会社
高嶋電気工事株式会社
株式会社東洋スタンダード
鳥羽システム株式会社
那須産業株式会社
日本ペイント工業用コーティング株式会社
株式会社ファーストエスコ
株式会社ファイナルゲート
富士電機システムズ株式会社
北斗電子工業株式会社
本間工業株式会社
松下電工エンジニアリング株式会社
三井住友ファイナンス&リース株式会社
株式会社ヤノ技研
山本ビニター株式会社
株式会社リーセル (五十音順)

○展示会等開催コラボメンバー

(21社 平成20年3月現在)

株式会社潮
ATS株式会社
株式会社エイワット
有限会社エクセルキョート
株式会社旺辰電工
コスモライフ株式会社
サンエー電機株式会社
新コスモス電機株式会社
新菱電気保安協会株式会社
スペーシア株式会社
ゼネラルヒートポンプ工業株式会
社
太陽熱学工業株式会社
株式会社 東洋スタンダード
那須産業株式会社
日本ペイント工業用コーティング
株式会社
北斗電子工業株式会社
本間工業株式会社
松下電工エンジニアリング株式会
社
株式会社ヤノ技研
山本ビニター株式会社
株式会社リーセル (五十音順)

5. その他

最新の活動状況はHPをご覧ください。

<http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/bijiken/index.html>

事務局:近畿経済産業局エネルギー対策課 TEL06-6966-6043 FAX06-6966-6089
E-mail kin-bijiken@meti.go.jp

7. 近畿経済産業局HPもご活用下さい

温暖化対策

1. 国レベルの動き

主に、国レベルでの温暖化対策の動きについて、省エネ・新エネといった切り口から省庁横断的にそれぞれのHPへのリンクをとりまとめています。

URL

<http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/co2/index.html>

(イメージ)

「リンク集」温暖化対策の動き(国レベル)

- *窓等の断熱性能表示制度について(08/01/16)(経済産業省)
- *住宅・建築分野における 今後の省エネルギー対策の方向性について(国土交通省)
→意見募集中(07/12/29-08/1/28)(e-gov)
- *今後の省エネルギー対策の方向性について(案)(経済産業省)
→意見募集中(07/12/28-08/1/27)(e-gov)
- *平成17年度自主参加型国内排出量取引制度(第1期)評価報告書(07/12/27)(環境省)
- *平成19年度自主参加型国内排出量取引制度 取引参加者の募集(07/12/27)(環境省)
- *京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告(案)(経済産業省、環境省)
→意見募集中(07/12/26-08/1/25)(e-gov)
- *原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議(07/12/25)(首相官邸)
→「4. 省エネ、新エネなど構造転換対策」が対策の柱となっています。(参考:緊急拡大経済産業局長会議(07/12/26)資料18枚目(経済産業省))
- *京都クレジット流通基盤整備検討会(07/12/25)(経済産業省)【審議会・研究会】
- *平成20年度経済産業省予算案の概要(07/12/24)(経済産業省)
→資料3(資源エネルギー関連予算)、資料5(産業技術関連予算)

2. 地域レベルの動き

近畿地域エネルギー・温暖化対策推進会議HP内で、近畿地域における温暖化対策関連のイベント等の情報をとりまとめています。

URL

http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/ontai-kaigi/ontai_index.html

(イメージ)

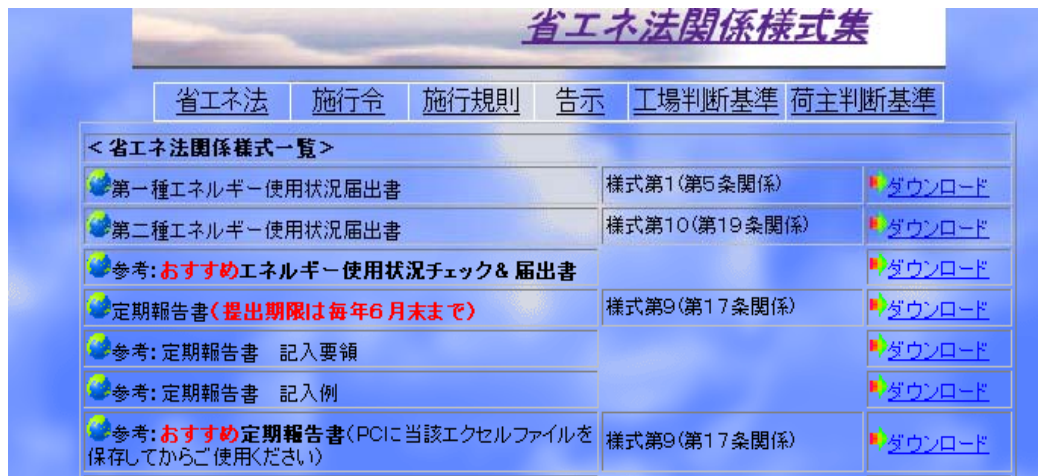
3. 省エネ法関連様式集

省エネ法に基づく定期報告書や、特定荷主事業者の定期報告書、温室効果ガス算定排出量の報告書の様式がダウンロードできます。

URL

http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/9.html

(イメージ)

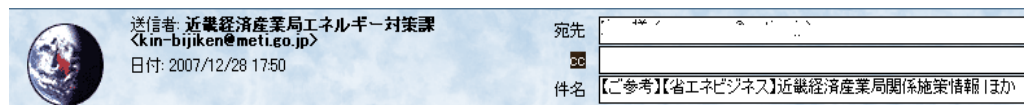


4. メルマガ登録はこちら

省エネビジネスに役立つ施策情報、イベント情報を不定期でメールでお届けします。送信をご希望の方はその旨、ご記入の上、下記メールアドレスまでメールをお送り下さい。

kin-bijiken@meti.go.jp

(イメージ)



省エネルギービジネス関係各位

平素は経済産業行政、とりわけエネルギー関連政策に多大なご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。施策に関する情報等をお届け致します。

■もくじ

1. 「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告(案)」
2. 今後の省エネルギー対策の方向性について(案)
3. 平成20年度経済産業省予算案の概要
4. 「中小企業生産性向上プロジェクト」のわかりやすいご紹介
5. COP18の日本政府団概要と評価
6. 原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議ほか
7. 京都クレジット流通基盤整備検討会(第2回)
8. 「オフィスの地球温暖化防止対策検討会中間とりまとめ」
9. 環境省の自主参加型国内排出量取引制度について
10. 低炭素社会に向けて
11. 環境省重点事項ブリーフィングin近畿
12. G8サミットに関する学習会～環境分野の主要議題について～

 1. 「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告(案)」

 現在意見募集を行っております。
 詳細はこちら↓

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=595207052&OBJCD=&GROUP=>